

被災地における災害ボランティアセンター活動支援の 基本的考え方～改定の背景とポイント

【社協災害VCをめぐる状況】

- 大規模かつ広域被災する災害が頻発
- 新型コロナウイルス禍では支援が制限
- 南海トラフ地震、首都直下型地震など巨大災害発生時は、外部支援が期待できない
- 行政・社協、NPO・ボランティア等の連携・協働の考え方の広がり

【災害支援を行う社協の課題】

- 災害発生時、社協の事業・活動が災害ボランティアセンター運営に集中
- 要配慮者支援や災害時も継続が必要な業務が停滞との指摘
- 社協の応援派遣のみで災害VCを支えることの限界
- 南海トラフ地震や首都直下型地震では、被災地外からの支援が困難になることが想定

社協が中心となって、災害ボランティアセンターの運営を支える

「被災地における災害ボランティアセンターの活動支援の基本的考え方」（H25/3）の改定

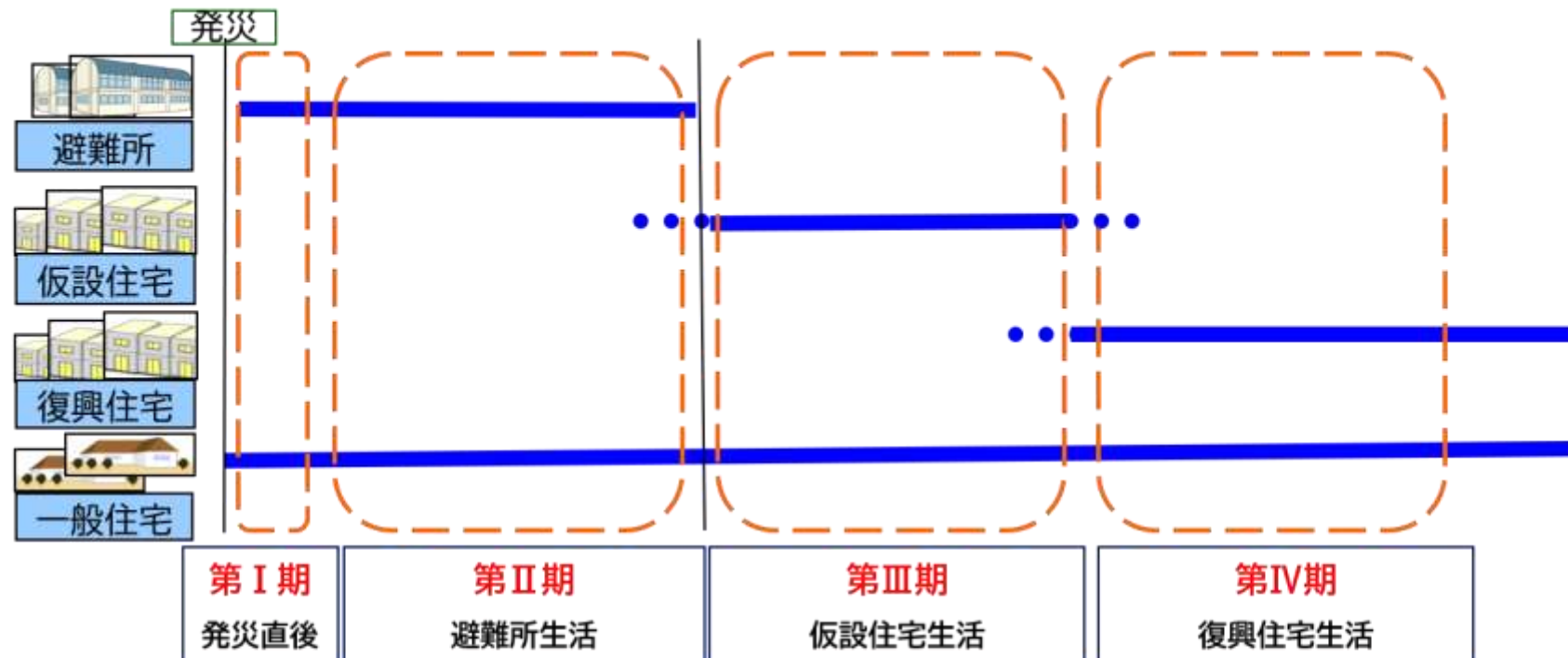


- ◆ 社協とともに地元関係者主体による「協働型災害ボランティアセンター」としての体制強化
- ◆ 社協の強み・機能と災害支援の経験などを活かした被災地・被災者支援の取組強化

改定のポイント①

目次

1. はじめに
2. 社協における災害ボランティアセンターによる活動と支援の考え方
3. 災害ボランティアセンター運営に関する基本的考え方
4. 全国的な社協職員による応援派遣の手順
5. 活動資金の調達
6. 平時の取組



必要な支援 (制度サービス以外)	救出救命 避難	食料・水、居所の確保、 泥出し、使えなくなった 家具などの廃棄、片付け、 炊き出し、安否確認 等	(仮設) 引越し、環境整備 通院等外出支援、買物支援、 相談・情報提供、孤立防止	(復興) 引越し、環境整備 同左
				通常の地域福祉 活動による支援へ

社会福祉
協議会の
対応

災害ボランティアセンター

多くのボランティアが参加し、さまざまな支援を行う

生活復興(ボランティア)センター

地元の復興活動とそれを支援する中長期に活動するボランティアやNPO等

地域支え合いセンター

被災者見守り・相談支援等

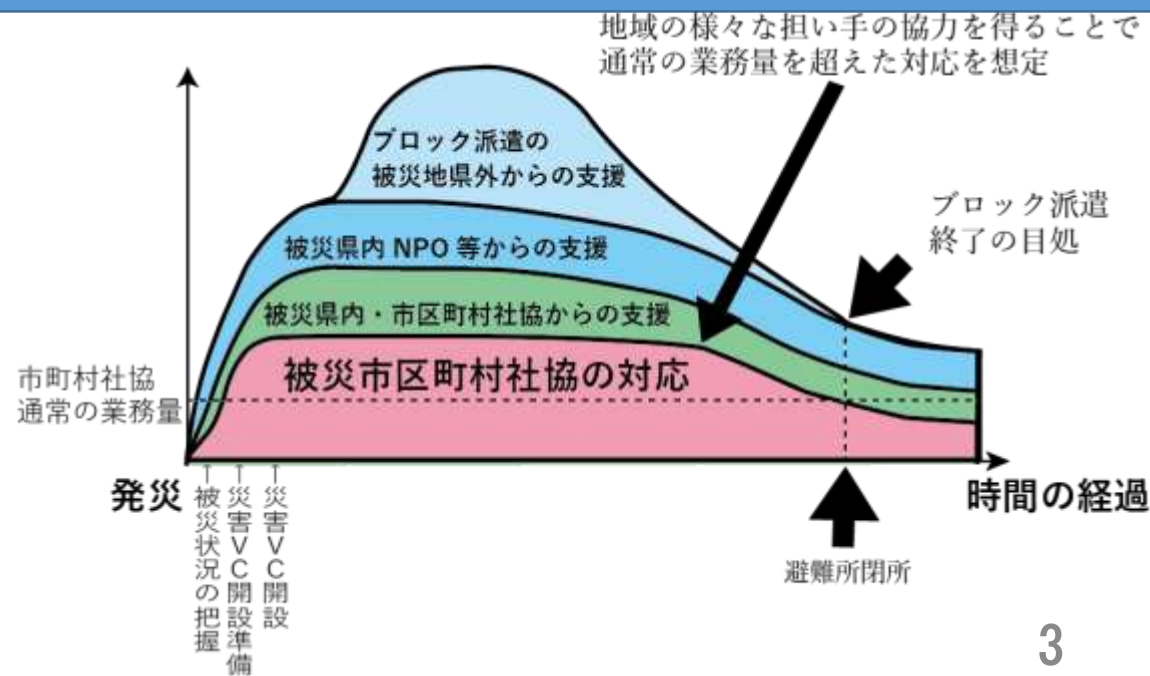
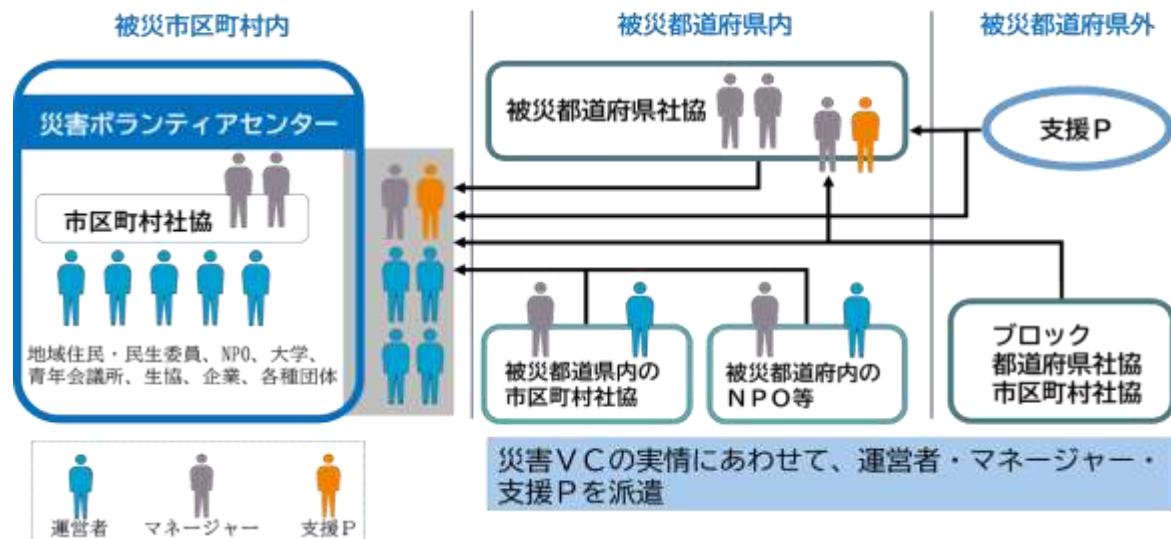
※そのほか、生活福祉資金貸付等

改定のポイント②

【改定の考え方】

- 社協によるブロック派遣は立上期に集中し、徐々に被災地元による運営に移行
- 「災害VC運営者」は社協とともに、地域の多様な人材で担う
- こうした考え方の下に、災害VCの担い手を、①運営者（災害VCの運営の実務を担う）、②マネージャー（災害VCのマネジメント実務、必要に応じて社協事業活動の支援調整等を担う）の2層化
- 現在、災害VC運営者研修を見直すとともに、「災害VCマネージャー」を開発中。年度内に「災害VC運営者」のプログラム・テキスト・演習ツール等を開発。「災害VCマネージャー研修」についてもモデル研修を実施（予定）
- 被災市区町村内⇒近隣市区町村⇒県域⇒ブロック⇒全国といった段階的な応援スキームを維持

被災市区町村社協・県社協への職員派遣や支援

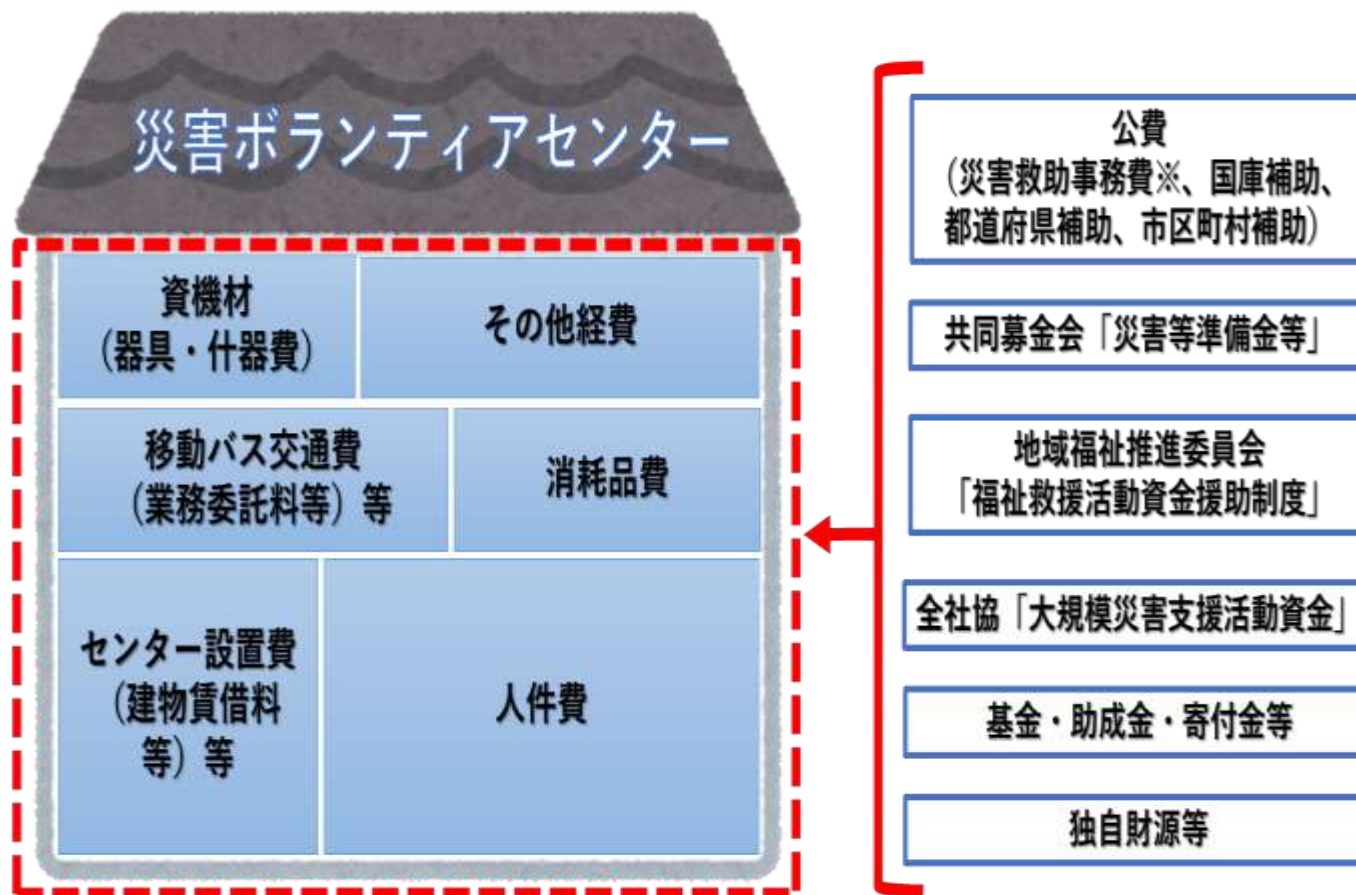


改定のポイント③

【活動資金】

災害規模、活動期間等に応じて
必要な財源を確保

- **公費**
国費（**災害救助費**、交付税等）
都道府県補助、市区町村補助
- **共同募金会**
災害等準備金
- **地域福祉推進委員会**
福祉救援活動資金援助制度
- **全社協**
大規模災害支援活動基金
- **その他**
基金等民間財源、企業寄付
拠金活動 など



※災害救助法の国庫負担の対象は、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な「人件費」（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び「旅費」（被災自治体外から災害VCに派遣する職員に係る旅費）の経費のみ。
※なお、災害ボランティアセンターの経費は、おおむね上記のとおりで費目がかかるが、災害の種類や規模により費目構成が変わるため、図の箱の大きさはイメージとして記載したものである。